

参考資料

滝川市明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市において行う選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを<u>啓蒙推進</u>するため、滝川市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議会の任務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 明るい選挙の啓発、<u>宣伝</u>に関する事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市において行う選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを<u>啓発推進</u>するため、滝川市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議会の任務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 明るい選挙の啓発<u>及び宣伝</u>に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、公布の日から施行する。</u></p>